

令和〇年〇月〇日 市長決裁

千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン（素案）

（目的）

第 1 条 本ガイドラインは、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を補完するものとして、市内で太陽光発電設備を設置する者が、地域住民等の理解のもと適切に設置・管理し、自然環境との調和が図られた事業とすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本ガイドラインにおける用語の定義は、次のとおりとする。

（1）太陽光発電設備

太陽光を電気に変換するための設備（土地に自立して設置するものに限る）及びこれに附属する蓄電池、パワーコンディショナーその他これらに附属する設備をいう。

（2）太陽光発電設備設置事業

太陽光発電設備を設置する事業をいう。

（3）事業者

太陽光発電設備を設置する者及び太陽光発電設備の譲渡・承継を受けた者をいう。

（4）事業区域

太陽光発電設備を設置する一団の土地（使用目的が一体と認められる土地を含む。）をいう。

（5）地域住民等

事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に係る自治会等をいう。

（適用対象）

第 3 条 本ガイドラインの適用対象は、再生可能エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法第 9 条の認定にかかわらず、事業区域内の土地へ自立して設置する太陽光発電設備であって、出力の合計が 10 キロワット以上のものとする。

ただし、次に掲げる太陽光発電設備は対象外とする。

（1）建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの

（2）事業所等に併設され、主として自己消費を目的とするもの

2 前項の出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値とする。

（対象区域）

第 4 条 本ガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

（法令等に基づく手続等）

第 5 条 事業者は、太陽光発電設備を設置する際、別表 1 に掲げる法規制等の対象となる行為に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談又は協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 事業者は、事業区域の全部又は一部が別表 2 に掲げるエリアに該当する場合は、関係法令等の規制

の有無にかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等へ及ぼす影響を十分に考慮し、計画の中止を含め、抜本的な見直しを検討するものとする。

（市の責務）

第6条 市は、本ガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、関係法令及び本ガイドラインを遵守するとともに、災害の防止、環境及び景観の保全並びに市民の安全及び安心に十分配慮し、地域住民等の理解を得られるよう努めるものとする。

2 事業者は、太陽光発電設備の設置及び管理に当たり、事故等の防止に必要な安全対策及び事故等が発生した場合の対応体制を整備するものとする。

3 事業者は、環境省が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づき、周辺環境および景観との調和に十分配慮するものとする。

（太陽光発電設備設置事業の実施に当たり遵守すべき事項等）

第8条 事業者は、災害の防止、環境保全、景観維持、その他市民の安全と安心を確保する観点から当該設備の法定耐用年数を基にした事業計画期間を明確に設定し、その期間を通じて設備の安全性及び適正な維持管理を行わなければならない。また、事業の実施に当たっては、関係法令等の規制の有無にかかわらず、以下の事項を遵守するものとする。

（1）防災及び安全への配慮

盛土、切土、崖地、軟弱地盤、湧水、土砂災害、排水施設などについては、土地の条件や周辺環境を十分に調査し、必要な防災対策を講ずること。

また、火災防止対策や工事中の安全対策についても、関係法令及び各種技術基準に基づき適切な対策を講ずること。

（2）生活環境への配慮

工事及び設備の設置に伴う騒音、振動、雑草、反射光、景観阻害、不法投棄などについては、地域住民等の生活環境へ充分に配慮し、影響を最小限に抑えるよう配慮すること。

また、工事車両が通学路を利用する場合には、児童・生徒の安全確保に十分配慮し、必要に応じて学校や関係機関との調整を行うこと。

（3）景観への配慮

設置場所の地形や既存樹木を可能な限り活用するとともに、フェンス、植栽、設備配置、色彩などについて工夫を行い、周辺景観との調和に配慮すること。

（4）自然環境への配慮

設置予定地及びその周辺における動植物の生息・生育環境を事前に把握し、生物多様性への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めること。

また、公園、自然歩道、眺望地点等、自然と触れ合う場への影響についても十分配慮し、地域の自然環境及び利用環境を損なわないよう計画すること。

（住民説明会等の実施）

第9条 事業者は、事業計画の概要が明らかとなった段階で地域住民等に対する住民説明会等を実施するものとし、対象範囲については市と協議し決定する。

2 事業者は、住民説明会等開催日の21日前までに次の書類を市長へ提出するものとする。

（1）事業計画が分かる資料

- (2) 太陽光発電事業に係る関係法令手続状況報告書（様式第1号）
- (3) 地域住民等聞き取り状況報告書（様式第2号）
- 3 事業者は、住民説明会等開催日の14日前までに、地域住民等へ周知するものとする。
- 4 事業者は、地域住民等から寄せられた意見及び要望に対しては、十分な理解が得られるよう適切に対応するものとする。
- 5 事業者は、住民説明会等の実施後、地域住民等説明会報告書（様式第3号）を作成するものとする。
- 6 事業者は、住民説明会等で説明した事業計画に変更が生じる場合は、変更内容について住民説明会等を実施するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
 - (1) 太陽光発電設備の出力の縮小
 - (2) 事業区域面積の縮小
 - (3) その他市長が軽微な変更と認めるもの

（事前協議）

- 第10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、工事着手予定日の30日前までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。
- (1) 事前協議申出書（様式第4号）
 - (2) 事業計画書（様式第5号）
 - (3) 地域住民等説明会報告書（様式第3号）
 - (4) 太陽光発電設備の解体・撤去・原状回復費用に関する積立計画書（様式第6号）
 - (5) 太陽光発電事業に係る関係法令手続状況報告書（様式第1号）
（その時点における最新の内容によるもの）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 事業者は、事前協議の内容を変更しようとするときは、事前協議変更申出書（様式第7号）に、変更内容を明示した関係書類を添付して市長に提出し、再協議を行うものとする。

（太陽光発電設備設置事業の公表）

- 第11条 市長は、事前協議の内容確認後、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 事業区域所在地
- (3) 発電出力
- (4) 工事着手予定時期
- (5) 事業内容
- (6) その他市長が必要と認める事項

（工事に係る手続き等）

- 第12条 事業者は、事前協議の内容確認後、工事着手前に、工事内容等について地域住民等へ改めて住民説明会等を実施するものとする。この場合において、住民説明会等の実施後、地域住民等説明会報告書（様式第3号）を作成し、市長へ提出するものとする。
- 2 事業者は、太陽光発電設備設置事業について、工事に着手したときは速やかに工事着手届出書（様式第8号）を提出し、工事が完了したときは工事完了届出書（様式第9号）を、完了の日から14日以内に市長へ提出するものとする。

- 3 市長は、工事期間が長期に及ぶ場合その他必要があると認めるときは、事業者に対し工事の進捗状況に関する報告を求め、必要な調査を行うことができる。この場合において、事業区域へ立ち入るときは、あらかじめ設備の管理者又は所有者の承諾を得るものとする。

(標識の設置)

第 13 条 事業者は、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づき、発電に関する設備や事業者名、点検責任者等を記載した標識を、事業区域内の地域住民等が容易に確認できる場所に掲示するものとする。

(太陽光発電設備設置後の適切な維持管理等)

第 14 条 事業者は、太陽光発電設備の設置後においても、設備及び事業区域を適切に維持管理し、災害、設備故障その他の異常が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の維持管理に当たり、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 地域住民等との良好な関係を維持するとともに、苦情等が生じた場合は、迅速かつ誠実に対応すること。
- (2) 太陽光発電設備及び事業区域について定期的な点検及び保守管理を実施し、設備の異常、雑草の繁茂その他管理上の問題が確認された場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 落雷、洪水、台風、竜巻、積雪、地震その他の災害発生後は、速やかに現地を確認し、設備の異常その他安全上支障があると認められる場合は、必要な対策を講ずること。

(太陽光発電設備設置事業の撤去費用・変更・廃止)

第 15 条 事業者は、撤去費用について積立計画に基づき適切に確保するものとする。

- 2 事業者が事業を変更もしくは廃止する場合は、変更又は廃止予定日の 30 日前までに、太陽光発電設備変更・廃止届出書（様式第 10 号）を市長へ提出するものとし、関係法令及び環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、事業者の責任により撤去等適正に処理するものとする。
- 3 市長は、本ガイドラインの適正な運用に必要があると認めるときは、事業者に対し維持管理状況の報告を求め、又は設備管理者若しくは所有者の承諾を得た上で現地を確認することができる。

(譲渡に関する事前届出)

第 16 条 事業者は、太陽光発電設備を第三者に譲渡しようとするときは、譲渡予定日の 60 日前までに、太陽光発電設備譲渡届出書（様式第 11 号）及び譲受人が作成した太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン遵守誓約書（様式第 12 号）を市長に提出するものとする。

(報告)

第 17 条 市長は、本ガイドラインに定めるもののほか、本ガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(補足)

第 18 条 本ガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 本ガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うことができる。

附則

（施行期日等）

- 1 本ガイドラインは、令和９年１月１日から施行し、同日以降に工事に着手する太陽光発電設備設置事業から適用する。
- 2 施行日において既に工事に着手している事業については、第８条及び第１４条の遵守に努めるものとする。
- 3 前項の事業について住民説明会等を実施した場合は、第９条第５項に規定する地域住民等説明会報告書（様式第３号）を作成し、速やかに市長へ提出するものとする。